

## 「帯広市北愛国交流広場」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

### 1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市北愛国交流広場	帯広市愛国町 10 番 1

### 2 指定管理者

帯広市西 12 条北 5 丁目 4 番地 49  
株式会社 データ管理  
代表取締役 西山 隆弘

### 3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで